

介護老人保健施設
訪問リハビリテーション
利用約款（重要事項説明書）

社会福祉法人 鶴生会
介護老人保健施設
長与リハビリセンター

令和3年4月1日現在

介護老人保健施設訪問リハビリテーション 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設長とリハビリセンター（以下「当事業所」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出してから効力を有します。但し、利用者の保証人に変更があった場合は、新たな保証人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第3条又は第4条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 保証人も前項と同様に訪問リハビリテーションの利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は保証人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者、保証人又は利用者若しくは保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。

- 3 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、保証人又は利用者若しくは保証人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当事業所は、保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当事業所が保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、保証人又は利用者若しくは保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、保証人又は利用者若しくは保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の保証人又は利用者若しくは保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者、保証人又は利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーションに対しての要望又

は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができる。又は管理者宛を送付して申し立てることもできます。

(賠償責任)

第 12 条 訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設長与リハビリセンターのご案内
(令和3年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 長与リハビリセンター
- ・開設年月日 平成2年9月22日
- ・所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷623-5
- ・電話番号 095-857-5151 ・ファックス番号 095-857-5962
- ・管理者名 中嶋 俊一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4251180008 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設長与リハビリセンターの運営方針]

- ・介護老人保健施設は、看護医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活上を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 訪問リハビリテーションの職員体制

職種	常勤	職種	常勤
医師	1	理学療法士	1
副施設長	1	作業療法士	0

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション計画の立案
- ② リハビリテーション

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

4. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話095-857-5151)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

5. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

訪問リハビリテーションについて
(令和3年9月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーションについての概要

訪問リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、医学管理の下における機能訓練を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、保証人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーションの基本料金

- ① サービス利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。負担割合が2割の方は基本料金がすべて2倍に、負担割合が3割の方は基本料金がすべて3倍になります。）

訪問リハビリテーション費 1回 (20分)	307円/回
サービス提供体制強化加算	6円/回
リハビリテーションマネジメント加算 (A) I	180円/月

(2) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ・お支払方法は、現金・銀行振込のみになります。利用契約時にお選びください。

振込口座 十八親和銀行 住吉支店 普通預金 2918
十八親和銀行 住吉中央支店 普通預金 7678691

名義 社会福祉法人 鶴生会 老人保健施設 長与リハビリセンター

4. 営業日

年末年始(12月31日～1月1日)を除き、原則として月曜日から土曜日までとする。

(祭日は通常通り営業)

営業時間は、8時30分から18時00分までとする。

提供時間は、9時00分から17時30分までとする。

5. 通常の事業の実施地域

長与町、時津町、長崎市北部(西浦上・三川包括、江平・山里包括、滑石・横尾包括
岩屋包括、緑ヶ丘包括地区)とする。

個人情報の利用目的

(令和3年9月1日現在)

介護老人保健施設長与リハビリセンター訪問リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設訪問リハビリテーション 利用同意書

介護老人保健施設長とリハビリセンター訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款及び別紙 1、別紙 2、を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

氏 名 印
住 所

<家族代表>

氏 名 印
住 所

<利用者の保証人①>

氏名
住所

<利用者の保証人②>

印 氏 名 印
住 所

介護老人保健施設長とリハビリセンター 訪問リハビリテーション
管理者 亀田 亮 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第 10 条 2 項の緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

介護老人保健施設訪問リハビリテーション
利用における個人情報利用同意書

年 月 日

介護老人保健施設長与リハビリセンター訪問リハビリテーション
管理者 亀田 亮

<利用者>

氏名 印

住所

電話番号

<保証人>

氏名 印

続柄

住所

電話番号

介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用するにあたり、訪問リハビリテーション利用約款の別紙3に記載されている個人情報の利用目的に関して、担当者による説明を受け、十分理解した上で同意します。